

平成 2 8 年度第 3 回原町区地域協議会

会議録

< 地域協議会の日時・場所 >

- | | | |
|---|-----|--------------------------|
| 1 | 日 時 | 平成 2 8 年 7 月 2 1 日 (木) |
| | 開始 | 1 3 時 3 0 分 |
| | 終了 | 1 5 時 1 0 分 |
| 2 | 場 所 | 原町保健センター 2 階会議室 |

【 会 議 録 】

1 開会 事務局

ただいまより平成 2 8 年度第 3 回原町区地域協議会を開会いたします。委員 1 5 名のうち、現在、出席委員 1 1 名で、半数を越えていることから、本会議は成立していることをご報告いたします。

【出席委員名】 1 1 名

鈴木 進一、門馬 エイ子、高田 光吉、五十嵐 章、濱田 賢次、
廣瀬 要人、森岡 和人、長岡 貴志、山城 雅昭、島村 哲哉、
高倉 紀子

【欠席委員名】 4 名

松永 雄一、門馬 伸博、小林 正人、鈴木 清重

2 市長あいさつ

3 会長あいさつ

3 議事

(1) 会議録署名人の指名

会長

署名委員の指名ですが、名簿順により濱田委員、廣瀬委員にお願いします。

(2) 書記の指名

会長

続いて書記の指名ですが、牛来主査にお願いします。

(3) 諮問事項

会長

それでは諮問事項に入ります。

市長

諮問書を読み上げ

(市長 別公務により、退席)

会長

それでは、ただいまの諮問の件について担当課から説明をお願いします。

(文化スポーツ課より説明)

会長

今の説明に対して質問はございますか。

森岡委員

一部改正の概要並びに施設の運営方針についての2.改正内容の別表第3中の 印の1番下ですね。県内施設の状況を勘案し「面貸し」及び「年間券」の規定は設定しないというところの面貸しというものが、素人だとその大会を主催するときの貸し切りを面貸しというのかなと思うのですけれども、この面貸しの意味について詳しく、もし認識違いがあれば教えていただきたいと思います。

スポーツ推進係長

面貸しというのはおっしゃられましたとおり、貸し切りの使用ということで、大会をやるときにテニスコートですとか野球場は貸し切りということにして貸し出す場合が多いのですけれども、このパークゴルフ場につきまして

は貸し切りにしてしまうと、ほかの方が使えなくなってしまうということになりますので、貸し切り使用の規定は設けないことにしたいと考えておるところでございます。

森岡委員

そうしますと、資料の概要並びに施設の運営方針の裏面にある不具合箇所を是正するための目的でパークゴルフ協会の関係大会等々に関しても、一般のお客さんが来ても問題のないような形で、一般客を排除しない大会運営をするのか、それともそれだけは特例として、役所及びそのパークゴルフ協会の申し出があれば、随時それを許すのか、その辺はどういうお考えでしょうか。

スポーツ推進係長

10月中の大会につきましては、パークゴルフ協会が主催または主管する大会に限定するわけですが、一般の方の個人利用に関しましては規制をしないで、使用していただくという考えでございます。

文化スポーツ課長

野球場の利用については、個人利用の区分がありませんので、個人利用の1回券・回数券・年間券の利用料金は設定していませんが、面貸しが出来る施設であるため、事前の予約から優先的に確保されることとなっております。例えば9時から15時までの大会で利用する場合は、利用時間により利用料金が発生します。

一方、パークゴルフ場は、この面貸しを規定しないということでございますので、例えば南相馬市民パークゴルフ大会を開催するということで、9時から15時までにパークゴルフ協会が占有するといった場合については、面貸しではなく、個人利用になりますので、個人利用の1回券等を購入することとなり、200人参加すれば10万円の利用料金になります。

本市のパークゴルフ場は6コース54ホールになります。10月15日に記念式典を予定しておりますが、今年度については、4コースの一部供用開始を予定しており、200人から250人の大会であれば、4コースで十分運営できるものであります。来年4月以降は6コースをフルオープンしますので、大会が開催されていても他の2コースについては当日利用ができる施設となっております。

高田委員

施設の概要と運営方針のところ、2番の最後のところ、これは別表第3に新たな項目としてこの利用料金の関係を加えるとなっておりますが、今まで、これに関する規定がないということを書いているのですが、牛島パークゴルフ場と同一料金としたとありますが、これはまだこの施設が存在するように見えるが、これはどういうことでしょうか。

スポーツ推進係長

牛島のパークゴルフ場につきましては、スポーツ施設ではなくて、別に条例を持っておりました。その条例から同じ金額ということで設定をしたところでございます。

高田委員

何点か質問したいと思います。条例の中で、抜粋の第14条で指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる、これは開場時間ですね、これはそう考えますと管理者ではなくて、それを利用する方がいろんな大会の関係で、開館する時間を早めたり、あるいはちょっと時間より遅くまでかかるとか、そういう意味でこの条例のなかで変更できるっていうのは理解できますが、管理者が特に必要と認めるときはそういう場合を想定しているのですか。管理者の事情で、これを変更可能なのかどうかお聞かせいただきたい。

スポーツ推進係長

条文上は指定管理者が特に必要と認めるときはというふうなものはございますが、指定管理者につきましては常に利用者の利便性を図るという条件で選定をいたしますので、利用者から申し出があった時、柔軟に開館時間、開場時間をそういったものを変更するようなことで進めてまいりたいと考えております。

高田委員

それでは施行規則の側も今の回答と同じだとは思いますが、第7条第2項、第3項も要するに指定管理者がやむを得ないと認めるときはこの限りではないとなっているので、今の回答と同じと理解としてはよろしいでしょうか。

スポーツ推進係長

内容としては同じものでございます。

高田委員

それから、南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例の第2条についてですが、介護のための同伴者1名については、免除を認めると記載があります。その関連で、第2項第2号を見ると、半数に満たないときは免除ではないとあるが、現実的な問題として第2条に記載されている該当する方々が利用した場合、介護者が1人に限らない家族がいたり応援者がいたり、いろいろした場合にこの第2項第2号が該当する可能性があるように思うのですが、この条文に問題、支障はないのでしょうか。

スポーツ推進係長

免除に関する条例第2条第2項第2号でございますが、貸し切り使用の場合においてということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、パークゴルフ場につきましては貸切利用の規定がありませんので、この条文には該当しないと考えるところでございます。

高田委員

そうではなくて、この条文を見ると、こういう状態になった場合については免除に該当しないことになるわけですが、現実的にこういう場面がでてくるような気がするのですが、そうはなりませんか。そういう場面は想定されませんか。

スポーツ推進係長

ほかのスポーツ施設を含めての考えについてのお質しでしょうか。

高田委員

障がい者の関係ですから、それも含めてなんです、これに限定していて例えばですね、パークゴルフについてはこういう該当する人は利用しないと、その可能性はないという意味で書いてあるのですか。

スポーツ推進係長

この規定につきましては、例えば体育館等を面貸しするような時に、障がいのお持ちの方が半分に満たないときは、減免に該当しませんという規定です。体育館ですとか、あるいは野球場とか、面貸し規定がある施設につ

いてはこの規定が適用される場合があるかと思えます。ただ、今回のパークゴルフ場につきましては、面貸しの規定はございませんので、1回券のみの利用ということになりますから、障がいをお持ちの方については免除になるというものでございます。

高田委員

最後に1点質問ですが、道路の拡幅をやっているということですが、その状況と、それから南相馬市の市民だけではなくて今後大きな大会も開催されるということが想定されますので、アクセス面も含めて、看板の設置等について、現状どのように考えておられますか。それを伺いたいです。

スポーツ推進係長

まず、この図面での入口は向かって右側になるわけですが、現在、こちらにつきましては拡幅をいたしまして、右折専用レーンの設置を行っております。土木工事の工期が9月20日ということですが、それよりも前に、道路の拡幅、それから右折レーンの設置については完了する見込みになってございます。この図面の上の方向をずっとたどっていきますと国道6号にぶつかります。下のほうを右ですかね、ずっと行きますと旧国道にぶつかります。ここにつきましては、道路管理者、国道ですと国土交通省、県道ですと相双建設事務所、こちらと協議をいたしまして、分かりやすい案内看板を設置して参りたいと考えておるところでございます。

濱田委員

先ほどですね、プレーできる方が200から250名ぐらいプレーできるようなお話を聞いたのですが、仮に、あるかどうかわかりませんが、それをオーバーした時に、プレーを断るのかどうかですね。断るとすればそれは何をもって、規定か何かで断るのか、状況判断してそれはもうプレーできないとするのか。その辺の決め事はあるのですか。

文化スポーツ課長

先程、200名から250名の大会につきましては、南相馬市パークゴルフ協会の主催大会を参考までにお話したところです。先ほど高田委員からもこの施設への大会の誘致関係のお話もいただきましたが、本市のパークゴルフ協会の小高、鹿島、原町の役員の方々には、当該事業の設計段階から関わっていただいたところであり、県大会・東北大会・全国大会の誘致についてもお願いしているところでございます。

現段階において、福島県内で大きな大会が開催されているところは、相馬市の光陽パークゴルフ場であり、400人から500人規模の大会が開催されています。

本市のパークゴルフ場は6コースであります。東北大会、全国大会の開催の場合は4コースでは運営できませんので、6コースを使用することとなります。この場合には、当日の個人利用については、大変申し訳ありませんが、利用は遠慮していただくことを考えております。なお、利用者には県大会等の開催のため利用できなくなることについては、事前にパークゴルフ場や他のスポーツ施設等に周知するなどを行うことにより、できるだけ個人利用者にご迷惑をかけないような対応をしていきたいと考えております。

濱田委員

私が危惧することは、大きな大会があって貸し切りはできないということです。ですから、一般の人が来てプレーをしたい時に、もういっぱいプレーがままならないとそういうときの対応の仕方について、不公平があってはいけないただろうと当然そこにこういう場合はこういうことでお断りいたしますとか、何かがないと、その管理者の判断でやって良いものかということに危惧しているのです。ですから、完全に今日は貸し切りだから一般の人ではできませんというのであれば、それはそれで良いと思いますが、しかしそうではなくて、もうやりながら一般の人を受け入れますと片方は来る人は分からないわけですから、ある時は入れられたとある時は入れられなかったと、それはそこを管理している人の判断で、今日は良いだろうと今日はだめですよ、そういうことであってはいけないただろうから、何かしらそこに決まりとか何か、例えば、200人も入ったら終わりですよ、もうこういう状況ではできないとか、何かそういうものはないのかなと思って聞きました。要は不公平感があっちゃいけないと思ったので、その辺はどうなっているのかなと思って聞いたわけです。

文化スポーツ課長

大会によって、150人でも4コースを使用する大会もあれば、500人で6コースを占有する大会もございます。全国大会の場合はほぼ6コースを使用することを想定しています。

他のスポーツ施設の大会の年間調整同様に、パークゴルフ場についても大会の年間調整を毎年行います。具体的には4月から翌年の3月までの大会開催予定について、毎年、12月から1月に大会開催の希望を調査し、大会規模に応じて大会の日程を組みます。

その上で、この大会によっては6コースを全面占有するなどが確認できますので、確認を行い絞った段階で、個人利用について制限される時間帯等を施設等において周知するなどし、できるだけトラブルがないように対応して参ります。

濱田委員

利用にあたっては、不公平の生じないように、ひとつ配慮していただければと思います。よろしくをお願いします。

文化スポーツ課長

今、濱田委員からご指摘の部分でございますが、当然公の施設でございますので、公平・平等の施設管理に努めていくとともに、来場した利用者全員が利用できるように努めていく考えです。

高倉委員

お尋ねいたします。実はですね、私も牛島パークゴルフ場で300人を超える大会に出たことがあるのですが、それはそれとしまして、今伺って濱田委員からもご指摘ありましたけれども、例えばその6コースのなかで4コースが貸切りになって、あとの一般の方は、運営される面で、どのコースを使うかというふうなことは前もってお話合えるのかなということをちょっと懸念しました。それから、例えば大きな施設であれば、年間の行事の中では取り込むことができるわけですね。組む場合に、お互いその日程がかみ合ったとき、それは抽選であるのかどうか。それからですね、あとはそのコースについても何コース使うか、やはり人数が多ければ6コース全部全面貸切りになると思いますが、でも大会によってはそんなに重要視しない大会であれば一般の方たちもいいですよというような対応があるかと思います。まず第1点は、同じ日にどうしても使いたいという場合にはどういうふうな、お考えをお持ちでしょうか。例えば、文化会館のようにとにかく1年前からもうそういう大きな大会はもう皆さん控えていると思うので、そういう時には抽選であるのかどうかということまで考えておかないと、やはりトラブルも起きる一つの原因になるかと思います。一般の方たちにも本当に楽しみに待っているわけですから、そういうことのないようにスムーズに運べるように本当に慣れるまでは大変だと思います。指定管理者になるまでが、その1年間をどういうふうにするかっていうことが大事だと思いますので、よろしく検討願います。

文化スポーツ課長

年間調整にあたりましては、他のスポーツ施設同様、申込み団体から第1希望から第3希望までを提出いただき、大会規模の大きいものを優先に調整いたします。仮に、同規模の大会で重複した場合は、申込み団体に参集いただき調整することになります。現段階では、他のスポーツ施設において調整する上で特に問題はありませんので、パークゴルフ場の大会の年間調整でも問題なく調整できると考えています。

さらに、本市のパークゴルフ協会の小高・鹿島・原町の役員さん9名と4コースの場合は、何名まで4コースにするとか、あるいは何名までだったら2コースで対応できるかなどについて継続協議中であり、供用開始前までには一定の目安をお示ししたい考えです。

廣瀬委員

二、三お伺いいたします。待望のパークゴルフ場ですので、広く市民に大いに利用していくということが大変ありがたいというか、良いことだなと思いますが、それに伴って使用料及び利用料金の免除に関する条例を改正して、障がい者にも門戸を開くということは非常にありがたいなと思っております。それと関連してですが、この免除条例を受けて、利用料金の減免及び返還に関する規則がありますね。この規則はそのままこのパークゴルフ場にも、適用されるのかどうかをお伺いしたいです。提出された資料の中には規則はありませんか。

スポーツ推進係長

南相馬市スポーツ施設使用料及び利用料金の減免及び返還に関する規則でございますが、今回のこのパークゴルフ場の条例制定に伴って、こちらの方の規則の改正は特にはなく、パークゴルフ場にも適用されるものと見込んでおります。

廣瀬委員

確認しますけれども、南相馬市スポーツ施設使用料及び利用料金の減免及び返還に関する規則の第2条のこれは(4)になりますけれども、利用者が市内の幼稚園、小学校、中学校もしくは高等学校の児童生徒、またはこれに準ずるもので、教育課程に基づく教育活動、部活動を含むとして利用する場合、全額免除という規定がございます。つまり授業でここを使う場合には全額免除しますよという規定がありますが、この部分を教育委員会との関わりもありますので、この部分を確認しておきたかったのですが、再度答弁をお願い

します。

スポーツ推進係長

ただいま廣瀬委員がおっしゃられた規定につきましては教育委員会と直接は協議をしていませんが、このまま適用できると考えております。

廣瀬委員

2点目ですが施設に関して二、三お伺いします。この図面からは、照明施設については読み取れませんが、冬期間の午後4時ともなると暗くなるだろうというふうに推測されるわけですが、この照明施設はどのようになっていますか、それから今も議論の中にありましたけれども、6コースということですが、隣の市と競う訳ではありませんが将来の拡張計画はありますか。それから大きな大会を開いた場合に、駐車場はこれで対応できるのかどうかその3点について、現在分かっている範囲でお答えいただきたいと思います。

文化スポーツ課長

照明ですが、本施設には照明はございません。ただし、駐車場には照明はございます。今回、条例では冬期間は午後4時までとしております。これはあくまで目安でございます。相馬市の光陽パークゴルフ場など他の施設同様に条例午後4時にしましたが、天候等の影響からボールが見えないとか、あるいは利用するにあたって、危険だという場合につきましては、施設管理者の責任で利用を休止してもらうということもあり得ます。

次に、将来の拡張の予定ですが現段階でこの6コースを拡張するという計画・予定はございません。

先程申し上げましたがこの事業については、基本設計から実施設計、さらには施工においても本市パークゴルフ協会の方々から様々なご意見・ご指導をいただいております。駐車場の規模についても全国大会が開催された場合を想定したものであり、十分対応可能であることを確認しております。

廣瀬委員

再度お伺いしますが、照明施設は管理棟付近にはあるのでしょうか、全体的な無いということですね。今のお答えは実は現場に行くとは分かるのですが、山の中の施設になります。非常に閑散とした場所ですので、照明器具は当然必要になってくるのではないかと思いますけれども、その辺は全く計画の中に入らないわけですか。

文化スポーツ課長

照明も含めてさまざま検討をさせていただきました。本市のパークゴルフ協会の意見がすべてではございませんが、相馬市の光陽パークゴルフ場にも照明はございません。

本市のパークゴルフ場は個人利用や大会開催について対応できるものとしており、基本設計の段階から、照明は計画してございませんでした。

廣瀬委員

要望でありますけれども、事故防止の上からも、ぜひ今後の課題として検討していただきたいと思います。要望事項です。

文化スポーツ課長

要望は承知しました。

本市のパークゴルフ場は、開館時間前に門扉を開け、閉館時間後に門扉を閉めることとしており、施設閉館後は誰もが入れない対策をしています。加えて、管理棟には機械警備をするなどの安全対策も行います。

五十嵐委員

二、三質問させていただきます。南相馬市ではスポーツ施設の基本料金を設定する何か基準というのはいかがでしょうか。

文化スポーツ課長

個人利用料金1回500円の理由については、担当係長から説明させていただいたとおりであります。加えて、本市の使用料・利用料金の単価算定については、本市の使用料・手数料等の見直しの基本手順があり、原価算定方式によるサービスコストの算定 行政負担と受益者負担の負担割合の明確化 市民負担の急激な上昇を防ぐための方策を講じる。などを踏まえて使用料・利用料金を設定するものであります。

先程、廣瀬委員からも小中学生の利用の話もありましたが、パークゴルフ場の整備目的は、子供から高齢者まで3世代が利用できる交流施設、地域間交流施設という位置づけであり、子供たちも気軽に利用が出来て体力不足が補え、高齢者の方々の介護予防にも寄与する施設であります。

については、本施設の利用は、子どもから高齢者まで多くの市民の皆さんに利用いただきたいため、出来るだけ市民・利用者負担を少なくしたものであります。

五十嵐委員

料金のことについてはちょっと私も調べてきたのですが、やはりそのパークゴルフ場の規模とか施設の内容によって、いろいろやはり違ってくるのではないかと、先ほど話があった相馬市の光陽パークゴルフ場は81ホールもございませぬ。当然、その中の管理棟での設備は十分整っているというところと今回ちょっと後からお尋ねしたかったのですが、管理棟の中の施設の内容について、要はシャワー室があったりとか、更衣室があったりとか休憩室や食堂があったりというふうな管理棟となっていれば、相馬市の光陽パークゴルフ場と比較するわけではないですけれども、あちらよりは、何かそれ以上の施設が整っていると、ですから料金もそれ相当の料金を納付していただくということではないかなというふうな気がしているのですが、それともう1点です、先ほどの少子高齢化、高齢者の方しか利用しないというならば、ここで高校生以下は、約半額250円の利用料をいただくわけですね。では、無料にしていかがですか。さきほど廣瀬委員がおっしゃったように教育の一貫としては無料なわけですね。ですから、高校生以下をわざわざ別規定でもって無料にするのではなくて料金設定から高校生以下無料と。そのようなことはできないのでしょうか。

文化スポーツ課長

相馬光陽パークゴルフ場を利用したことがある委員であればイメージ出来ると思いますが、本市のパークゴルフ場の管理棟は、規模は相馬光陽パークゴルフ場の管理棟よりも若干ですが規模は大きめです。設備内容はほぼ同じですがシャワー室はございません。これは協会の意見も踏まえた結果であり、全国大会の開催であっても、ほとんどシャワー室を使う方がいないことから更衣室を広くしました。また、建築の材料としてはできるだけ温かみを感じることができるものとししました。完成時には皆様にも温かみのある管理棟を感じていただけたらと思います。

高校生以下の利用料金の無料化についても検討しましたが、先程説明させていただきました本市の使用料・利用料金の単価算定については、本市の使用料・手数料等の見直しの基本手順を踏まえ、さらには、本市の財政的なことも考慮し無料化にはしませんでした。一方、現段階においてですが、平成30年3月31日までは、「南相馬市子どもの利用に係るスポーツ施設の使用料又は利用料金の免除条例」から高校生まではスポーツ施設の利用料金は免除されます。

森岡委員

一つだけちょっと、どうしても質問したかったことを忘れていました。今、木幡課長からもパークゴルフは従来、やはりお年寄りのスポーツっていう位置づけ、意味合いで考えていました。私も子供とか父親、祖母ともたまに行ったりとかする機会があって、こういったものが新しくできるのは本当ありがたいなと思っておりました。相馬光陽もそうですし、流されてしまって残念ですけど風景が良かった牛島パークゴルフ場も、それほど頻繁ではないですが使わせていただいて、特にお年寄りとか子供と一緒にプレーして何が困るかっていうとトイレが足りなくて、プレー自体も止まってしまうので、先にプレーしてくれなんていうことにもいかないので、そのトイレの数に関しましてもパークゴルフ協会さんと協議の中で、課長のほうからいろいろ使いやすい、パークゴルフ場として考えているということですけども、我々に対して、ちょっとこういうところに気を配ったという具体案があればぜひ教えていただきたいです。

文化スポーツ課長

お配りしている平面図をご覧ください。この平面図に管理棟がございます。6コースすべてが、管理棟からスタートし管理棟へ戻る扇形のコース設定をしたものであり、利用者が休憩やトイレの利用を容易にできるようにしたものであり、相馬光陽パークゴルフ場と大きく違います。

トイレは管理棟内の他にトイレ棟を平面図の2工区と3工区との間に整備するものであり、男女トイレや障がい者用のトイレもあります。さらに、大会の運営上トイレが不足する場合は簡易トイレにより対応していく考えでございます。

また、平面図には記載ありませんが、管理棟周辺には、子供たちが自由に遊んだり、パークゴルフを体験できるスペースを設けることとしていますので、小学生・中学生からパークゴルフを楽しんでいただく機会を提供することによりパークゴルフの裾野を広げていくとともに、本施設の利用者の増加にも繋がると考えています。

山城委員

指定管理者ですけれど、今までこのパーク関係で何件か実績はあるのでしょうか。牛島の場合は、もう指定管理者だったのでしょうか。

文化スポーツ課長

牛島のパークゴルフ場につきましては市直営でありましたが、今回の南相

馬市パークゴルフ場については、来年29年4月からの指定管理者制度導入を目指しており、現在、募集要項を作成しております。本市でのパークゴルフ場の管理運営における指定管理者制度導入は今回が初めてでございます。

山城委員

先ほど、いろいろ問題が起きる可能性を低くしていきたいということで、一つには人がやることですから、えこひいきがあるのではということも心配入ってきますので、そのあたりを初めてのケースですから、マニュアル化をしっかりしていただき、皆さんに迷惑をかけないようにということをお願いします。それと大会等を開催することについて、私はこの道路を仕事の関係でほとんど毎日通っていますが、車の交通量が結構あります。ダンプも多いし、渋滞の管理についてですが、このゴルフ場に入る口と県道側と6号線側の管理を指定管理者でやるのか、あるいは大会の開催者がやるのかということはあると思いますけれど、渋滞管理について徹底していただきたいです。先ほど聞くのを忘れていましたが、一工区とはなんですか。利用予定があるのでしょうか。

文化スポーツ課長

まず1点目ですが、施設の公平、平等という事で、特にマニュアル化というご提案ですけれども、10月15日から来年3月末のまでにつきまして私も文化スポーツが直営管理します。ここの中でしっかり実績をつくって、マニュアル化的なものもしっかり定めて、4月からの指定管理に引き継ぐということを考えてございます。2点目の道路の件でございますが、現在道路拡幅をしてございます。ここは山城委員がこの道路を利用しているということによくご存じだと思いますが、地形から非常に道路から右折する場合見づらいため右折レーンを設ける市道拡幅工事を行っているところであり、利用者の安全安心が確保できるものです。10月から半年間直営管理しますが、半年間の施設管理実績の中で、十分に渋滞管理対策についても対応して参りたいと考えております。

次に、平面図の1工区であります。東北電力の石炭灰埋立地の土地であり、埋立完了後に植林をされている場所でございます。本市のパークゴルフ場の整備面積は約7万平米であります。整備に当たっては様々な前提条件があり、開発行為や林地開発行為手続きなどについて対応しなければならない場所であることから、森林率の確保のため現状のままとするものであります。

山城委員

それと相馬光陽やほかの場所の利用率についてですが、実際はいつも満杯状態なのか、それともどうなのか、南相馬市は子供さんから高齢者まで利用について呼びかけを行うとのことですが、そういう利用率の予想はしていますか。

スポーツ推進係長

相馬の施設のお話でしたが、利用率は把握していませんが利用者数については調べまして、相馬の松川浦につきましては27年度1年間で3万6,000人ほど使用されています。松川浦は4コースで3万6,000人利用し、そのうち8,600人が南相馬市民となっております。相馬光陽につきましては、9コースで81,000人利用し、そのうち南相馬市民が2万3,000人ということでございます。少なくとも、松川浦の8,600人と光陽の2万3,000人が利用されている南相馬市民については、新しくできるコースを使うだろうと想定をしております。ですので、これを合わせて南相馬市民が新たに施設を利用するという事で年間4万人から4万3,000人ほど利用していただけるのではないかと考えております。

山城委員

最後の質問ですが、東北電力から借地しているということですが、こんなこと聞いて良いのか分かりませんが、年間どれくらいの借地料金が生じるのでしょうか。

スポーツ推進係長

こちらの土地につきましては10年間の無償貸与ということになっております。

高田委員

平成29年4月から指定管理者制度ということですが、それまでは市の直営ということで、文化スポーツ課で現在の職員の方がパークゴルフ場に行くことになるのでしょうか。それと関連して、例えば別なところで「施設の管理を市長が行ない」というところがありますが、これは指定管理者が不在になった場合というふうな意味合いかなと思っているのですが、その場合の対応も文化スポーツ課の職員が行くと、そういうふうな意味合いになりますか。

スポーツ推進係長

10月から3月までの市の直営管理ということで、市の職員が行くのかということでもあります。新たに事務に係る職員、それと作業に係る職員、こちらのほうで雇用して対応したいと考えておるところです。なお、指定管理者でなくなった時は、引き続き市で管理を行っていきます。

会長

他に質問がなければ、答申書を作成するにあたり、特に意見を付す事項などがあるかなどについて協議したいと思います。ご意見がありましたらお願いします。

それでは、「南相馬市スポーツ施設条例の一部を改正することについて」原町区地域協議会の意見をまとめたいと思います。原町区地域協議会の答申については、「妥当であると判断します。」とします。

(異議なしの声)

会長

異議なしということですので、答申書を作成し提出したいと思います。事務局は答申書の作成をお願いします。答申書は後程提出することとし、(4)その他に移ります。議事のその他について、事務局から何かございますか。

市民活動支援係長

事務局のほうから皆様に、地域協議会先進地視察研修実施状況というA4の紙1枚を皆様に配らせていただいております。今年度新しい委員になった方もいらっしゃいますので、視察研修について若干の説明をさせていただきます。南相馬市では皆様ご存じのとおり、地域自治区制度をとっておりまして、旧市町の区域を地域自治区としてそれぞれ特色あるまちづくりを行うことを推進してございます。そのために、市では地域協議会を設置しておりまして、その地域協議会において、いろいろな提言をいただいて特色あるまちづくりを推進するというので、そのために委員の見識を広めるということを目的に、地域協議会の先進地視察研修費を予算計上してございます。研修は1泊2日の予算の方を組んでおりまして、市のバスを使って研修を行うということを想定してございます。宿泊費、日当については市が負担ということで予算を計上してございます。今年度の行き先などは、何を目的にということをお客様のほうからご意見を、今回大体のところでも結構なので、事務局の方である程度案をつくるに当たって、参考にしたいと思っておりますので、い

つ頃が良いのかという日程について、それから研修のテーマとして何を研修してきたいかということについて、皆様からご意見があれば、ご協議いただきまして、事務局で参考にしたいと考えております。

(各委員から「11月の2週目か3週目ぐらい」との声あり)

市民活動支援係長

日程ですが、11月の2週目か3週目ぐらいがご希望ということですので、市のバスの空き具合もありますので、そちらの方を確認しまして、次回の地域協議会の案内を送る時と同じぐらいに日程の候補日をお知らせしたいと思います。研修場所につきましては、会長とご相談させていただきながら、研修候補地を挙げさせていただきまして、そこから選んでいただくような形で進めていければと思っております。

会長

その他について、委員の皆さまから何かありますか。

山城委員

前回の協議会の時もあった委員の提案制度についてですが、今回もこの制度は生きていると考えてよろしいですか。

市民活動支援係長

地域協議会委員による委員提言の制度については今年度も継続して募っております。皆様からの積極のご提案があればお願いしたいと思います。

門馬委員

私は岩手県出身ですが、視察研修の実施状況を見ますと岩手県に多く行っています。理由は何ですか。

市民活動支援係長

原町区の例でいいますと奥州市が市民参加協働のまちづくりということで1%条例という、市民税の1%分を団体から提案された事業で良いものがあればそれに充当するという取り組みをしていると、市民参加のまちづくりで進んでいるということで平成25年度に奥州市に行っていました。昨年は再生可能エネルギーの先進的な取り組みがあるということで、同じく岩手県の葛巻町と紫波町の方に研修に行っていました。過去に花巻と一関

にも視察に行っておりますが、こちらは合併をしております、市町村で南相馬市と同じような地域協議会とか似たような組織を持っているところがありましたので、参考ということで岩手県の方に視察に行っています。岩手県や新潟県では、合併をして地域協議会とか名前はちょっと違うのですが協議会ではないのですが、そういう自治組織を持っているところが多いので、傾向的に新潟県、岩手県に行く事が過去には多かったということになっております。

会長

他に質問がなければ、議事（４）その他を終了します。

会長

ここで、先ほどの諮問に対する答申書ができましたので、答申を行います。

会長

当地域協議会の意見は下記のとおりです。南相馬市スポーツ施設条例の一部を改正する件並びに運営方針については、妥当であると判断します。

会長

次第４のその他について、事務局または委員から何かございますか。

事務局

次回の地域協議会の日程についてですが、次回８月の地域協議会は、会長と相談して、２４日（水）午後からを候補日として考えています。

会長

その他なければ、以上で本日の日程は全て終了いたします。スムーズな議事の進行にご協力ありがとうございました。

５．閉会

総務課長

それでは以上をもちまして平成２８年度第３回地域協議会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

